

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。 ～年末調整・確定申告まで大拙に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、大切に保管し、年末調整、確定申告の際に証明書として添付して下さい。

また、平成28年10月1日から12月31日までの間に平成28年中ではじめて納付された方は、翌年の2月上旬に送付します。

なお、ご家族の国民年金を納付された場合は、本人、家族どちらでも社会保険料控除に加えることができますので添付のうえ申告してください。

控除証明書をなくした場合は再発行の手続きとなりますので、年末調整・確定申告に間に合うよう早めにお手続きください。

問合せ先：ねんきん加入者ダイヤル
電話番号：0570-003-004(ナビダイヤル)
受付期間：平成28年11月1日～平成29年3月15日



旧仲里村史販売について

旧仲里村史が残っており、久米島博物館にて各1,000円で販売しております。
購入し忘れた、全巻揃ってない方、どうぞお求め下さい。



- 第二巻 資料篇1 仲里間切旧記・仲里関係オモロ
- 第三巻 資料篇2 近世・近代仲里の文献資料
- 第四巻 資料篇3 仲里の民話
- 第五巻 資料篇4 新聞集成
- 第六巻 資料篇5 民俗

販売場所：久米島博物館
☎896-7181 FAX896-7182

— 博物館・ホテル館の年末年始特別開館及び休館日について —

特別開館

久米島博物館 12月29日(木)～31日(土)
ホテル館 12月29日(木)～31日(土)

休館日

久米島博物館 12月23日(金)、毎週月曜日 平成29年1月1日(日)～3日(火)
ホテル館 12月23日(金)、毎週月・火曜日 平成29年1月1日(日)～3日(火)

お問合せ 久米島博物館 ☎896-7181(月曜日休館)

久米島博物館からのお知らせ

町県民税・所得税 申告の際のマイナンバー活用について



平成28年分の所得申告から
マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です!!

本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- ・マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ・ご自宅からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

身元確認書

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- ・運転免許書
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳

などのうちいずれか1つ



🐰 ポイント

- ①平成28年分の申告書(一般的に平成29年2月16日から3月15日までの確定申告期に提出するもの)から、納税者のマイナンバー(個人番号)を記載して提出します。
- ②納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについても、記載が必要です。
- ③提出する際には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。
 - ・納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)の写し
 - ・納税者の通知カードの写し及び運転免許証などの写真付身分証明書の写し
 ※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者が控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。
- ④確定申告第三表、第四表、第五表や青色申告決算書、収支内訳書、各種計算明細書には「個人番号」欄は追加しないこととしています。

お問合せ 税務課 ☎985-7127